



Title	社会保障判例研究
Author(s)	加藤, 智章
Citation	北大法学論集, 74(3), 357-370
Issue Date	2023-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/90665
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_74_3_09_Kato.pdf



社会保障判例研究

加藤 智章

厚生年金保険料等の納入告知と抗告訴訟の対象および行政手続法上の理由提示

東京地判令和3年4月15日判決

平成31年（行ウ）203号ほか厚生年金保険料納入告知等取消請求事件

裁判所ウェブサイト・LEX/DB25589413

I 事実の概要

Xらは、訴外H株式会社を親会社とするグループ会社に属し、運送業を営んでおり、健康保険法・厚生年金保険法上の適用事業所であるとともに、労働保険法上の適用事業の事業主であった。

Xらは、一部従業員を香港に所在する海外法人に転籍させた上、本件海外法人からXらに出向させ、給与の一部をXらが支払い、その余の給与及び賞与を海外法人が支払うという手法を平成24年頃から採用していた。これら海外法人に転籍した従業員の報酬額につき、Xらは被告日本年金機構（Y1）および被告国（Y2）に対し、海外法人名義で支払われていた給与及び賞与を除く形で届出を行っていた。

これに対し、Y1は、これら従業員らについて、本件海外法人名義で支払われた給与及び賞与をも含めて標準報酬月額及び標準賞与額を決定すべきであるとしたが、Xらから自主的な報酬訂正の届出がされなかった。そこで、Y1は職権によりXらに対し、本件海外法人名義で支払われた給与を算入した標準報酬月額に基づき平成28年・平成29年の定時決定をし直すとともに、海外法人名義で支払われた賞与額を前提に平成28年・平成29年の標準賞与額を登録するなどの「本件各標準報酬決定」を行い、Xらに本件各標準報酬決定通知書を送

付した。

この本件標準報酬決定を前提に、厚生労働省年金局事業管理課長は、Xらに対し、健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て支援法上の拠出金(以下、本稿を通じて社会保険料という)を計算し直した額と納付済みの社会保険料額との差額分(以下遡及分という)にかかる「本件各社会保険料納入告知」及び遡及分に係る「本件各社会保険料督促」をした。

労働保険についても、海外法人名義の給与等を賃金総額に参入して労働保険料を決定すべきであり、保険料の不足分が生じているとして、労働保険の歳入徴収官がXらに対し、労働保険料の認定決定、追徴金の徴収決定、不足額にかかる労働保険料・追徴金の納入告知、督促をした。

なお、本件グループのCEOであり本件海外法人の社長でもあるAは、平成29年10月25日、前橋年金事務所の職員による聴取の際、本件海外法人に関して、「現地に従業員はいません。海外法人の活用を検討したことはありますが、具体化には至っておらず、表面上稼働していません」、「従業員は、海外法人で働いているといった認識はないと思います」と述べていた。

本件は、XらがY1を相手に、本件各標準報酬決定のうち自己に関するものの取消しを求めるとともに、Y2を相手に、本件各社会保険料納入告知及び本件各社会保険料督促の取消しを求めた事案である。なお、Xらは、Y2を相手に、労働保険料にかかる認定決定、追徴金徴収決定、労働保険料の納入告知等の取消も求めている。

Ⅱ 判旨

1 社会保険料の納入の告知並びに労働保険料及び追徴金の納入告知が抗告訴訟の対象となる処分か

(1) 社会保険料は、標準報酬月額の設定又は改定及び標準賞与額の設定により確定した標準報酬の額に、法令で定められた保険料率を乗じて算出されるものであり、標準報酬の額が確定すれば、特別な手続を要することなく納付すべき額が定まるものである。そして、納入の告知は、このように納付すべき額の確定した社会保険料について、納期限を指定してその履行を請求する行為にすぎず、これによって納付すべき社会保険料の額が確定するものということとはできない。

もっとも、標準報酬決定に係る通知書には、納付すべき社会保険料の額が記

載されず、納付すべき社会保険料の額がいくらであるかについての行政庁の見解が初めて公にされるのは、納入の告知がされた段階であるといえる。そうすると、納付義務者である事業所（筆者注：原文ママ）が、標準報酬の額から社会保険料の額を算出する計算過程に誤りがあるなどとして社会保険料の額を不服とすることが想定されるから、当該額による社会保険料の徴収を防止するため、抗告訴訟を提起することができるものと解するのが相当である（最判昭45.12.24民集24/13/2243；以下、昭和45年最判という）。

以上によれば、社会保険料の納入の告知は、抗告訴訟の対象となる「処分」に当たるといふべきであるから、Xらの本件各社会保険料納入告知の取消しを求める訴えは適法である。

（2）労働保険料及び追徴金の具体的な納付義務は、労働保険料の認定決定及び追徴金の徴収決定によって確定するものであり、納入の告知は、納付すべき額の確定した労働保険料及び追徴金について、納期限を指定してその履行を請求する行為にすぎない。また、納付すべき労働保険料及び追徴金の額は、労働保険料の認定決定及び追徴金の徴収決定によって明らかにされており、納入の告知によってこれらの金額についての行政庁の見解が初めて明らかにされるというものでもない。

以上によれば、労働保険料等の納入の告知は、抗告訴訟の対象となる「処分」に当たらないといふべきであり、原告らの本件各労働保険料等納入告知の取消しを求める訴えは不適法である。

2 本件各標準報酬決定等につき、行政手続法所定の理由の提示を欠く違法があるか

標準報酬の決定は事業主を名宛人として、直接事業主に義務を課す処分に当たるといふべきであるから、行政手続法2条4号の「不利益処分」にあたる。

行政手続法14条1項本文が不利益処分をする場合にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるのであり、どの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分

の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべき（最判平23.6.7民集65/4/2081）」であり、そこで提示される理由は「特段の事情のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して不利益処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならないというべきである（最判昭49.4.25民集28/3/405¹）。

しかしながら、本件各標準報酬決定通知書には、なぜ補正前の標準報酬決定に係る報酬額が誤っており、補正後の標準報酬に係る報酬額が正しいものとされたのかに関する事情、すなわち本件各標準報酬決定の基因となった事実について記載された箇所はなく、これを了知させる手がかりとなる記載も一切なく、本件各標準決定通知書の記載は、本件従業員らについて、いかなる事実関係に基づいて、同通知書記載の日に行った届出に基づく標準報酬の決定等が訂正されたり、標準賞与額が登録されたりしたのかを、その記載自体から了知することができるものとはいえないから、行政手続法14条1項の要求する理由の提示を欠くものといわざるを得ない。

Ⅲ 検討 結論：結論として賛成

1 はじめに

本件は、海外法人からの出向という形態のもと、社会保険料や労働保険料の負担を不当に免れていたことが内部通報により明るみに出たことを契機として、これら保険料の納入告知の取消が争われた事案である。

本件では子ども・子育て支援法の拠出金も争われているが、この拠出金については厚生年金保険の保険料その他徴収金の例によるものとされている（子ども・子育て支援法71条）ため、また労働保険の保険料については、社会保険料の仕組みと構造を異にする（判旨1（2））ため、以下では特に言及しない。

2 本判決の意義

本件は、これまであまり争われることのなかった社会保険料の納入過程をめぐる紛争であり、本判決の意義は以下のふたつである。ひとつは、社会保険料

¹ 青色承認取消通知書の理由附記について、「該当号数を附記するのみでは足りず、基因事実自体についても処分の相手方が具体的に知りうる程度に特定して摘示しなければならない」とする。

の納入告知について、昭和45年最判をベースに抗告訴訟の対象となる処分性を広く認めたことである。いまひとつは、納入告知の前提となる標準報酬の決定について、実体上適法ではあるものの、行政手続法上の不利益処分に該当し理由提示が不十分であるとして、標準報酬決定処分を取り消したことである。

本件の紛争事案としての特徴と意義に従い、具体的な検討に入る前にまず、社会保険料の仕組みを概説する(3)。次に、社会保険料の納入告知に関する処分性(4)と標準報酬決定に関する理由提示(5)の順で検討する。

3 基本的な仕組み

社会保険では、被保険者資格を取得すると同時に、保険料の負担義務が発生する。民間企業の労働者を主たる対象とする社会保険料は賃金や給料などの報酬、さらには3ヶ月を超える期間ごとにうける賞与を基礎に算定される(厚年3条①3号4号、健保3条⑤⑥)。このように社会保険料は標準報酬月額、標準賞与額に基づいて算定されるが、以下ではもっぱら標準報酬を中心に説明する。

社会保険料の算定基礎となる標準報酬は、被保険者資格を取得したときに、実施機関や保険者(以下、保険者という)が所定の要件のもと決定する²。これを資格取得時決定(厚年22条、健保42条)といい、被保険者資格を取得した月からその年の8月までの標準報酬月額とされる。しかし、資格取得時決定に基づいたままでは、実際の報酬と標準報酬との間に大きな差が生じるため、毎年1回、標準報酬の見直しを行う。具体的には、毎年7月1日現在使用する被保険者について、その年の4月から6月までの3ヶ月間の報酬を事業主が記入する報酬月額算定基礎届の提出を受けて、保険者が標準報酬月額を決定する。これを定時決定(厚年21条、健保41条)といい、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額とされる。

また、標準報酬額に2等級以上の高低が3ヶ月間生じた場合、保険者が必要ありと認めたときは事業主の届出により報酬月額の改定(随時改定ともいう)を行う(厚年23条、健保43条)。

² 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額を報酬月額とするなどして、標準報酬月額を決定する。

このほか、標準報酬の算定が困難であるとき、定時決定等で算定された額が著しく不当であるときは保険者が算定する額を標準報酬月額とする（厚年24条、健保44条）。これを算定特例あるいは保険者決定という。改定や算定特例は、著しい高低が生じた月の翌月から行われる³。本件は、Xから自主的な報酬訂正の届出がなされなかったことから、職権により、Y1が本件従業員らの標準報酬月額等を保険者決定した事案である。

標準報酬額が決定されると、それに保険料率を乗じて保険料額が算定される。保険料は労使が負担し、保険者等への納付義務は事業主が負う（厚年81条③、82条①②、健保156条①、161条①②）。

毎月の保険料は翌月末日までに納付しなければならない（厚年83条、健保164条）。この保険料の納付に先立ち、保険者は、徴収すべき金額を決定し、納付義務者に対し、その徴収金の種類並びに納付すべき金額、期日及び場所を記載した「納入告知書」により納入の告知をしなければならない（健保則 § 136、厚年則 § 25の4）。

以上のように保険料を源泉徴収によって徴収する仕組みが採用された理由としては、徴収の確実性を確保すること、徴収に要する保険者の事務コストを大幅に削減できることがあげられる⁴。また、報酬額を実際よりも低く届け出ればそれに応じて負担する保険料額も低く抑えられることになる。このため、事業主はもちろん、被保険者に対しても、報酬額を低く届け出る誘因を与えることが指摘されている⁵。なお、賃金の全額払いの原則との関係で、源泉徴収に関する根拠規定が定められている。

³ このほか、育児休業等を終了した際の改定、産前産後休業を終了した際の改定および離婚等をした場合の改定の特例（厚年23条の2、23条の3、78条の2、健保43条の2、43条の3）がある。

⁴ 岩村正彦『社会保障法Ⅰ』弘文堂2001年131頁。

⁵ 堀勝洋『年金保険法第5版』法律文化社2022年200頁。さらに補足すれば、老齢基礎年金の支給要件を満たす者に厚生年金の加入期間がある場合、老齢厚生年金が上乗せ支給される。しかし、老齢基礎年金の支給額は定額保険料制を採用している関係で、保険料額の高低ではなく保険料拠出期間に応じて算定される。このため、報酬額を低く届け出る影響は老齢基礎年金には及ばず老齢厚生年金の支給額に影響するにとどまる（国年94条の2、94条の3）。

4 納入告知は、抗告訴訟の対象となる処分か

保険給付の支給額を基礎づけるにもかかわらず、保険料をめぐる紛争は、保険給付の領域に比較すると少ないうえ、国保保険料条例等の合憲性を争う事例は存在するものの、保険料の賦課徴収をめぐる事案は格段に少ないように思われる。

納入告知に関する先例としては、以下に概説する①厚年保険料の延滞金に関するものと②厚生年金基金の特別掛金に関する事案があるくらいであり、学説における議論も乏しい⁶。

1) 納入告知に関する関連裁判例

東京高判平19.3.13訟月54/5/1130は、被保険者資格の得喪に関連して厚生年金保険料にかかる延滞金の納入告知の取消が争われた事案である。

この事件で、控訴人は昭和45年最判を根拠に延滞金に関する納入告知の処分性を主張した。東京高裁は、昭和45年最判を「法定納期限までに納付されなかったものを徴収しようとするときは、国税通則法により納税告知が必要と定められる実定法規から源泉徴収所得税の納税告知に処分性を肯定した」ものとし、厚年保険料の延滞金を徴収しようとするときには納入告知が必要であるとの規定が存在しないことから、延滞金の納入告知の処分性を肯定できないとした。そして、東京高裁は、延滞金の発生を防ぐためには厚生年金保険料にかかる督促を争うべきであり、延滞金の納入告知に対して抗告訴訟を提起する必要性は認められないと判示した。

いまひとつは、厚生年金基金における特別掛金としての一括徴収金の納入告知をめぐる紛争（東京高判平成20.12.26裁判所ウェブサイト）である。加入員の数が基準日と比較して20%以上減少した場合、減少した加入員数に係る未償却債務を一括して徴収することを定めている規約のもと、これに該当した設立事業所の事業主に対し、被告基金が特別掛金として一括徴収金の納入告知をした事案である。事業主側は、上記規約の定めは厚生年金保険法の許容する範囲を逸脱しており、これに基づく特別掛金の納入告知は法律に基づく行政処分該当しないから、原告らに対する納入告知は行政処分としては不存在又は無効で

⁶ 一部の歳入に関する納入の告知は、金銭の納付義務を課する行政行為としての性質を有する一種の下命行為と説明されている（前田努編『令和2年改訂版会計法精解』一般財団法人大蔵財務協会136頁）。

あるなどと主張した。

この事件では保険者にあたる基金も納入告知の行政処分性を肯定しており、1審2審ともに納入告知の行政処分性を認めた。東京高裁は基金が独自に規約で定めた特別掛金についても、「厚年法138条5項に定める特別掛金と同様、国税徴収の例によるべきもの」としたうえ、本件納入告知は特別掛金の徴収のため、厚生年金保険法が規定する「納入の告知」として行われたものであり、時効中断の効力を有し、掛金の「徴収の処分」として処分の取消しの訴えの対象となるものとされているのであるから、本件納入告知は行政処分に該当すると結論づけた⁷。

2) 本判決における納入告知に関する判断

Y2は、社会保険料については「納入の告知の前段階においても、標準報酬が確定すれば社会保険料の額は自動的に定まり、かかる標準報酬の決定については処分性が認められているのであって、事業主等において争う機会が付与されているから、昭和45年最判とは法律の仕組みを異にしている」と主張した。昭和45年最判があるとしても、国税通則法に基づく納税告知一般について直ちに処分性が肯定されることにはならないとの主張である。しかし、この主張は説得力に欠け、ある意味、逆効果であった。

昭和45年最判は、源泉徴収による所得税の納税告知の法的性質が争われた事案であり、源泉所得税の納税告知は支払われた所得の額と法令の定める税率等から「確定した税額がいくばくであるかについての税務署長の意見が初めて公にされるものである」から、支払者がこれと意見を異にするときは、異議申立または審査請求のほか、抗告訴訟をなしないと結論づけている⁸。

昭和45年最判同様、本件もまた、納付すべき社会保険料の額がいくらであるかについての行政庁の見解が初めて公にされるのは、標準報酬決定に係る通知書によってではなく、納入の告知がされた段階である。この点に関して、認定決定により保険料額が明らかになる労働保険料、督促を受けた段階で抗告訴訟

⁷ 東京高判令2.3.25労経速2422/3も厚生年金基金における徴収金の納入告知が争われた事案であるが、両当事者ともに抗告訴訟の処分性を前提に訴訟が提起されている。

⁸ 昭和45年最判については可部恒雄・曹時23/10/391、北野弘久民商法雑誌65/5/171、新井隆一ジュリ臨増509/33、手塚貴大別冊ジュリ235/124、原田大樹別冊ジュリ253/220等参照。

を提起することができる厚年保険料の延滞金とは事情が異なる。だとすれば、「標準報酬の額から社会保険料の額を算出する計算過程に誤りがあるなどとして社会保険料の額を不服とすることが想定されるから、当該額による社会保険料の徴収を防止するため、抗告訴訟を提起することができる」とする東京地裁の判断は妥当である。

実務においても、納入告知の段階で処分性のあることを前提とした手続教示が行われていることをY2自身が認めており、東京地裁は、このことも抗告訴訟の対象となる「処分性あり」の結論を補強する材料としている。

以上のように、社会保険料の額がいくらであるかについての「行政庁の見解」がはじめて公にされることに着目すれば、抗告訴訟の対象となる処分性については、本件の契機となった保険者決定にとどまらず、標準報酬の資格取得時決定、定時決定あるいは改定などにも妥当する。このように、資格取得時決定、定時決定あるいは改定について、抗告訴訟の対象となる広く処分性を認めたものの、それがそのまま行政手続法における不利益処分であるかについては、もう一段の判断が求められる。

5 標準報酬決定に関する理由提示

以下では、不利益処分性の判断に関連して、理由提示に関する法理、平成23年最判そして本判決の評価を検討する。

まず理由の提示については、そもそも租税分野で判例法理が形成され、昭和60年最判により、租税分野以外の処分においても理由提示に関する法理が適用されることが確認されている。

1) 行政手続法制定以前の判例法理

行政手続法が制定されるまでの判例法理を簡単にまとめると、①理由附記の目的は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、不服申立に便宜を与えることにあり、その記載の不備・欠缺は独立の取消事由となる、②どの程度の理由の記載をすべきかは、処分の性質と理由附記を命じた法律の規定の趣旨目的に照らしてこれを決定すべきである、③処分理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる方式を適用して当該処分がされたのかが、附記理由の記載自体から明らかにならなければならないのであり、根拠規定を示すだけでは原則として十分ではない、④理由附記は、処分の公正妥当を担保する趣旨をも含むのであるから、被処分者が処分理由を推知できると否とに関

わない、ということになる⁹¹⁰。

2) 平成23年6月7日最高裁判決

以上のような判例法理に基づき行政手続法が制定された。そして、行政手続法14条の趣旨・目的および理由提示の程度について判示したのが平成23年最判である¹¹。

まず行政手続法14条の趣旨・目的について、平成23年最判は、同条1項本文が不利益処分をする場合、同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、「名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」であり、不利益処分一般を対象とした理由の提示を求めるこれまでの判例法理が行政手続法14条の解釈においても妥当することを明らかにした。

次に、どの程度の理由を提示すべきかについては、i 当該処分の根拠法令の規定内容、ii 当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、iii 当該処分の性質及び内容、iv 当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきことを一般論として判示している。

このように平成23年最判は、行政手続法14条の趣旨目的と明示すべき理由の程度を明らかにした点に意義がある。事例判断とはいえ、不利益処分でその処分基準が公にされている事案一般に及びうることから、行政実務、裁判実務に大きな影響を与えるものである。

3) 理由提示に関する本判決の評価

本件は標準報酬の訂正が事業所側からなされなかったことから、職権で行われた標準報酬の決定における理由提示が主要な争点となるが、その前提として、本件処分が不利益処分であるかが争われている。以下では、まず、標準報酬月

⁹ 行政手続法が口頭で理由を示す場合がりうることから、それまでの理由附記から理由提示と用語法が変更された。

¹⁰ 藤原静雄「理由付記判例にみる行政手続法制の理論と実務」論究ジュリスト3号67頁以下参照。

¹¹ 平成23年最判（民集65/4/2081）については、前掲藤原論文のほか、古田孝夫ジュリ1436/97、北島周作別冊ジュリ235/242野口貴公美法セ681/129等参照。

額の決定が行政手続法2条4号にいう不利益処分に該当するかについて簡単に触れたのち、理由提示について検討する。

i 本件における不利益処分

手続法の対象となる不利益処分とは、行政庁が特定の者を名宛人として、直接義務を課し、またはその権利を制限するために行う処分であって、その処分の直接の効果として、当該者が義務を負いまたは権利が制限されることになる処分をいう。したがって、一般処分のように相手方が不特定な場合は国民に不利益な効果をもたらすものであっても手続法上の不利益処分に該当しないし、手続法自体、不利益処分に該当しないものを規定している（行政手続法2条4号但書）¹²。

本判決は、「事業者が納付すべき社会保険料の額は、標準報酬の額に一定の保険料率を乗じて算定されるものであり、その標準報酬の額は、標準報酬の決定によって確定するものであることからすると、いったんこれらの決定がされれば、事業者は、当該決定が取り消されない限り、これに応じた社会保険料を納付する義務を負う」ことから、標準報酬の決定は、事業主を名宛人として、直接にこれに義務を課す処分に当たり、行政手続法2条4号の「不利益処分」に当たるとしている¹³。

ii 理由提示

Yらは標準報酬額の変更を行ったことは明らかであり、何が原因で標準報酬が変更されるに至ったかを説明している、あるいは標準報酬は報酬額に対応して機械的画一的に定まるものであり、行政庁の恣意的判断が介在する余地はないなどと主張した。

これらの主張に対して、本判決は、本件海外法人名義で支払われた給与等を報酬の額に算入すべきものとされた事実を推知することは可能であったが、標準報酬決定通知書自体には、本件標準報酬決定の起因となった事実を了知させ

¹² 児童相談所長による一時保護決定は「事実上の行為」にすぎないとして不利益処分に該当しないとした事例（大阪地判平28.6.3判自424/39）、児童福祉司の指導措置は「不利益処分」に該当しないとした事例（東京地判令1.7.12LEX/DB25581246）、科学研究費補助金の交付取消決定及び返還命令は抗告訴訟の対象とならないとした事例（東京地判令1.10.18裁判所ウェブサイト）などがある。

¹³ 高速道路占有料に関する納入告知について、不利益処分とする事案として、大阪高判令3.12.14LEX/DB25591666がある。

る手がかりとなる記載すらなかったとしている。不服申立の便宜にとどまらず、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するという行政手続法14条1項の趣旨からすれば、届出に基づいて行われた当初の決定を職権により訂正する本件事案においては、Xらの認識や、Xらにおいて処分を受けたこと自体からこれを推知することができたか否かにかかわらず、本件各標準報酬決定通知書において、「海外法人支払分未参入」程度の理由が示されていなければならないという。平成23年最判が、聴聞手続を経ているにもかかわらず、なお最終的な結論に至った理由を示すことを求めていることからすれば、本判決の結論は妥当である。

4) 本件各社会保険料納入告知は適法か

本判決は、結論として、本件標準報酬決定は違法であり取消しを免れないから、本件標準報酬決定を前提とした本件各社会保険料納入告知もまた違法であり取消しを免れないとした。

ここで留意すべきは、ここでの納入告知は遡及分に限定していることである。事実、原告らは標準報酬の訂正に伴って発生した未払分(遡及分)を除く社会保険料は支払っており、遡及分以外は争われていない。したがって、遡及分以外の本件納入告知についても、理由提示の不備があるとする原告の主張に対して、遡及分を除いた本件社会保険料納入告知は「(平成30年の；筆者注) 定時決定等により定められた標準報酬に法令で定めた保険料率を乗じて算出された額を納付すべき保険料額として通知するものにすぎず、これによって社会保険料の納付義務を課すものではないから、行政手続法2条4号の「不利益処分」には当たらない」としている。この説示は、これまでの議論の進め方とは異なり、疑問が残る。この判断は、海外法人名義で支払われた給与を算入した報酬月額に基づいてしなおされた定時決定については、その効力が争われていないことを前提としているものと思われる。

6 残された問題

「正しい手続によってのみ正しい決定が生み出される」¹⁴という前提に立てば、本判決の結論は正当と評価することができる。とはいえ、以下のような問題が残される。

¹⁴ 塩野宏『行政法 I 第6版』有斐閣2015年347頁。

本件事案のように実体上標準報酬決定が適法であるものの、手続法上違法か否かが争われるなかで保険事故が発生し、給付裁定がなされた場合、海外法人名義の給与等が標準報酬額に反映されないまま、保険給付額が算定されることになる¹⁵。しかし、実務的には、手続法上の瑕疵が修復され標準報酬に関する年金記録が訂正された場合には、訂正後の記録に基づき年金額が変更され、遡って支払う処理が行われている¹⁶。

このような解決は実態に沿っているとはいえ、やや迂遠である。このような処理は、厚生年金保険料が所得税と同様、賃金から源泉徴収されていることに起因する。

簿外定期預金の払い出し等が役員賞与と認定されてことに端を発して所得税等を納付した会社（徴収義務者）が源泉納税義務者（支払者）に対し、所得税等相当額の支払を求めて争われた昭和45年最判は、賦課徴収権者、徴収義務者（支払者）および源泉納税義務者（受給者）の当事者関係について、いわゆる厳格分離の立場から、支払者の納税義務の存否・範囲は、受給者の源泉納税義務の存否・範囲にはいかなる影響を及ぼしうるものではないと判示した¹⁷。しかし、社会保険料は「特別の給付に対する反対給付」という性格を有するものであり（最判平2018.03.01民集60/2/587）、二つの点で源泉所得税とは異なる。ひとつは事業主所得税の場合には徴収義務者にとどまる事業主は厚生年金保険料については納付義務ばかりでなく負担義務を負うのであり、いまひとつは被保険者の保険料負担は反対給付としての保険給付額に結びつくものである。したがって、昭和45年最判の考え方が、社会保険料の当事者関係にそのまま妥当するかについては慎重な検討が必要であり、制度論・手続論ではあるが、保険料負担義務者（被保険者）にも納入告知を行うなどの見直しをすべきである¹⁸。

¹⁵ 生活保護支給停止処分決定通知書に関する理由附記の不備につき、職務上の注意義務違反を理由に国家賠償請求を認めた事例として前橋地判令3.10.1LEX/DB25591011がある。

¹⁶ 000002617507mrw9vQMN.pdf (nenkin.go.jp)。訂正手続に関する Q&A (Q6) 参照。

¹⁷ 原田大樹別冊ジュリ253/220。

¹⁸ “ねんきんネット”では、被保険者ごとに、一定の情報が開示されており、国民年金保険料を納付していない期間や厚生年金保険の標準報酬月額に大幅な変更がある場合については、注意喚起の意味から表示に工夫がなされている（「ねんきんネット」によるご自身の年金記録の確認 | 日本年金機構 (nenkin.go.jp)）。確認すべき記録との認識

があるのであれば、それを当事者である被保険者に積極的に知らせることを検討すべきである。